

医療法人社団成 蹊会

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2 内 容

目標1：男性職員の出生時育児休業取得率を100%を目指す。

< 対 策 >

- 令和7年7月～ 「育児休業取得率100%」及び「1箇月以上の育休取得」を推進し、
「やまぐち」ともxいく”応援企業」に登録し、院内研修等を通じて、全職員に
周知を図るとともに育休取得に向けた理解の促進を図る。
- 令和8年1月～ 各部門毎に育児休業時の業務体制について検討する。
(業務の見直し、複数担当制等)
- 令和8年10月～ 育児休業の実態の取得状況のとりまとめ等の分析の実施を行う。

目標2：全職員の平均有給休暇取得率を65%とする。

< 対 策 >

- 令和7年6月～ 職員が率先して有給休暇を取得できるように、業務体制について検討する。
(業務の見直し、複数担当制等)
- 令和7年10月～ 業務体制を見直しを行い、実際に有給休暇取得に向けての取り組みを開始する。
- 令和8年4月～ 各部門毎の有給休暇取得率を経営会議及び院内イントラネットでの公表に
より全職員で共有する。
- 令和8年10月～ 当病院のワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、患者様や関連企業に
理解を呼びかける。
- 令和9年4月～ 有給休暇取得率の実態の取得状況のとりまとめ等分析を行い、取得率が低い
職員に面談等を実施し、取得の促進を図る。